

別表第8(第22条関係)

振動に係る特定施設

番号	施設の種類		規模能力
1	金属加工機械	(ア) 圧延機械	すべてのもの
		(イ) 製管機械	
		(ウ) ベンディングマシン	
		(エ) 液圧プレス	
		(オ) 機械プレス	
		(カ) せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。
		(キ) 鍛造機	すべてのもの
		(ク) ワイヤーフオーミングマシン	
2	圧縮機		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
3	ポンプ		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
4	遠心分離機		直径が1.2メートル以上のものに限る。
5	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい又は分級機		すべてのもの
6	織機(原動機を使用するものに限る。)		
7	コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロック製造機		
8	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン(船舶車両の原動機として使用するものを除く。)		
9	オシレーティングコンベア		すべてのもの
10	合成樹脂用射出成型機		
11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)		
12	木材加工機械	(ア) ドラムバーガー	すべてのもの
		(イ) チツパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
13	印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
14	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のものに限る。)		原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。
備考			
次に掲げる施設を除く。			
1 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物			
2 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物			